

第8回

政務活動費検討委員会記録

郡山市議会

第8回政務活動費検討委員会

日 時 平成29年8月21日（月曜日）
午前10時 ～ 午前10時19分
実会議時間 / 19分

会 場 第2委員会室

傍 聴 者 あり

出席委員	佐藤 徹哉 委員長	栗原 晃 副委員長
	箭内 好彦 委員	蛇石 郁子 委員
	飯塚 裕一 委員	折笠 正 委員
	佐藤 栄作 委員	山口 信雄 委員
	岩崎 真理子 委員	但野 光夫 委員
	塩田 義智 委員	近内 利男 委員

欠席委員 なし

説明員 なし

事務局職員【書記】

議会議務局長	伊藤 栄治	議会議務局次長 兼総務議事課長	伊藤 克彦
総務議事 課長補佐	渡邊 信幸	政務調査係長	佐藤 真人
主 任	吉田 香織	主 査	片桐 智子
主 査	矢内 健介	主 査	柴田 悠

会議に付した事件

これまでの協議結果について

現地調査の有無

なし

午前10時00分 開会

○佐藤徹哉委員長 ただいまから第8回郡山市議会政務活動費検討委員会を開会いたします。

本日、欠席等の届け出者は皆無です。

傍聴者が4名おりますので、ご報告いたします。

では、委員会記録署名委員の指名を行います。

委員長において岩崎真理子委員を指名いたしますので、よろしく申し上げます。

それでは、早速協議に入ります。

今回は、これまでの本委員会での協議結果についての協議をしたいと思いますが、よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○佐藤徹哉委員長 それでは、これまでの協議結果について、お配りしてあります報告書（案）のとおりまとめました。

本委員会の協議結果について、この報告書（案）をもって議長へ報告したいと思っております。

内容について、まず事務局から説明をお願いします。

佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 それでは、報告書（案）について、お手元の郡山市議会政務活動費検討委員会報告書（案）及び参考と記載しておりますが、郡山市政務活動費の手引き（案）により説明させていただきます。

まず、報告書（案）をお開きください。

こちらの報告書でございますが、Ⅰとして設置目的を、Ⅱとして委員会の構成を、Ⅲとして経過報告を、Ⅳとして協議項目を掲載しております。次のページになりますが、Ⅴとして協議結果を掲載し、Ⅴは1として協議結果一覧を、今回協議した1から10までの項目ごとに掲載しております。

まず、1つ目でございますが、支出時期の考え方、協議回数2回、結果としては、現行どおりとする。なお、米印で、支払いの取り扱いについては、原則、請求があった年度内の支払いに努めた上で、領収日が属する年度として取り扱うことに決定と整理しております。

次に、2、交付方法、協議回数2回、現行どおりとする。

3、旅費の支出、協議回数1回、現行どおりとする。

4、視察報告書、協議回数1回、現行どおりとする。

5、按分の考え方、協議回数4回、現行どおりとする。

6、現金以外の取り扱い、協議回数2回、現行どおりとする。

7、要請・陳情活動費における要請・陳情相手先について、協議回数1回、現行どおりとする。

8、備品の耐用年数について、協議回数2回、現行どおりとする。

9、新聞雑誌等購読料の取り扱いについて、協議回数1回、こちらは、資料購入費の新聞雑誌等購読料の費目を新聞（日刊紙）購読料と雑誌等購読料に分割し、日刊の新聞は新聞（日刊紙）購読料とし、日刊紙以外の新聞は雑誌等購読料として取り扱うことに決定と整理しております。

次に、10、協議結果の適用時期について、協議回数1回、平成29年度下期分（10月1日）以降の領収書分から適用することに決定と整理しております。

次に、4ページ、2として協議結果概要を掲載しております。

（1）支出時期の考え方についてですが、まず、電話料等（電話料（携帯電話含む）・インターネット等接続費用）の領収日が、金融機関の営業日の都合により翌月に繰り延べられた場合の支出時期の取り扱いについては、決定事項として、領収日が営業日の都合で翌月となる場合、本来領収される月分として整理する。年度末に4月となる場合も3月分とする。支出明細書兼支出証明書（電話料等）の様式の一部改訂と整理しております。

次に、年度末請求における年度区分の取り扱いについては、決定事項として、現行どおり、支払いの取り扱いについては、原則、請求があった年度内の支払いに努めた上で、領収日が属する年度分として取り扱う。なお、出納整理期間は設けないと整理しております。

次に、年度をまたぐものの取り扱いについて、政務活動費からの支出を各年度で分割して行うか、最終支払い月の成果確認後にまとめて行うかについては、決定事項として、2種類の方法を認める。①各年度で分割して支出する取り扱い、②成果確認後にまとめて支出する取り扱い。政務活動費の手引きにそれぞれの事例、補足説明を記載すると整理しております。

なお、こちらの手引きにつきましては、後ほど説明いたします。

続いて、交付方法、政務活動費の交付について、現在は、会派に前払いし、年度終了後に残額を返納しているが、会派への交付を後払いとすることについては、決定事項として、現行どおり、先に会派に対して交付する。政務活動費が会派に交付された後、議員が一旦立てかえした分を経理責任者に請求して支払いを受けている現行の取り扱いについて、今後、ウェブサイトや議会だより等により、市民に説明していくと整理しております。

次に、旅費の支出についてですが、旅費の計算方法、日当の取り扱いについては、決定事項として、現行どおり、日当も含め郡山市職員等の旅費に関する条例に準じて支出し、キャンセル料の取り扱いについては、決定事項として、現行どおり、やむを得ない事情がある場合のみキャンセル料の支出を認める。政務活動費の手引きにやむを得ない事情の事例を記載すると整理しております。

次に、視察報告書について、視察報告書等の作成者については、決定事項として、現行どおり、視察内容等を会派の報告書として1部作成すると整理しております。

次に、按分の考え方についてですが、現行の政務活動と政務活動以外の活動との区分が困難な場合に適用している按分率の考え方については、決定事項として、現行どおり、政務活動4分の1、議員活動4分の1、私的生活2分の1とする。附帯意見として、按分率を社会経済情勢の変化に応じて臨機応変に検討できるような体制の整備が必要との意見を付すると整理し、リース物品等の経費に関する按分については、決定事項として、現行どおり、リース物品、備品には按分を適用しないと整理しております。

次に、現金以外の取り扱いについて、口座引き落とし、クレジットカード、電子マネー、プリペイドカード等現金以外での支払いに関する取り扱いについては、決定事項として、以下のとおりと決定。口座引き落とし、クレジットカードでの支払いは、口座からの支出時点を支払い日とし、政務活動費を請求できる。電子マネー、プリペイドカードでの支払いも認める。金券（図書券、図書カード、商品券等）での支払いは認めないと整理しております。

次に、（7）要請・陳情活動費における、要請・陳情相手方について、現行では、国・県などの公的な機関のみ対象としているが、国会、県会議員などの個人も対象とすることについて、決定事項として、現行どおり、国・県などの公的な機関のみ対象とすると整理しております。

次に、（8）備品の耐用年数について、現在、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められた耐用年数（以下「法定耐用年数」という）にのっとりW i - F i 機器を耐用年数10年として取り扱っているが、パソコンが4年であること等を踏まえると実態に合っていないが、耐用年数の考え方については、決定事項として、現行どおり法定耐用年数表にのっとり取り扱う。ICT化の進展等による新たな機器の導入等も考慮し、法定耐用年数表の改正等について国の動向を注視していくと整理しております。

次に、新聞雑誌等購読料の取り扱いについて、日刊の新聞とそれ以外の新聞（教育新聞、農業新聞等）の取り扱いについては、決定事項として、資料購入費の新聞雑誌等購読料の費目を、①新聞（日刊紙）購読料、②雑誌等購読料に分割し、日刊の新聞は①とし、それ以外は②として取り扱うと整理しております。

最後に、協議結果の適用時期について、運用に変更が生じた事案の取り扱いの適用時期については、決定事項として、平成29年度下期（平成29年10月1日以降分）の領収書分から適用すると整理しております。

以上が報告書（案）となりますが、こちらに関係して、政務活動費の手引きの改訂案を作成しております。

まず、お手元のA4の1枚の資料につきましては、今回の協議事項と政務活動費の手引きの改訂箇所を整理したものとなります。

具体的な内容としましては、政務活動費の手引きで説明いたします。

初めに、目次があると思いますが、ページ数が増える部分を増書きで掲載しております。

続いて、6ページと記載された部分をお開きください。

こちら朱書きになっておりますが、今回の協議を受け、(ウ)として、キャンセル料の取り扱い、「調査等について、やむを得ない事情(急病、親族の葬儀、自然災害その他客観的にやむを得ないと判断できるもの)により事前に参加をキャンセルした場合に限り、キャンセル料を支出することができる。」と追記しております。

次に、12ページをお開きください。

こちらの政務活動費支出にあたっての原則の丸の最後に朱書きになっておりますが、「政務活動費を充てる経費は、現金、口座引き落としのほか、電子マネー、プリペイドカードによる支払いを可能とする。なお、金券(図書券、図書カード、商品券等)による支払いは不可とする。」を追加しております。

次に、14ページをお開きください。

こちら朱書きになっておりますが、6として、会計年度を、「政務活動費に係る会計年度は、原則、4月1日から翌年の3月31日までとする。」と追加し、7として、支出の帰属年度、丸の1つ目ですが、「支出に関する帰属年度は、その支払いが実際に行われた日の属する年度とする。なお、電話料等の口座引き落としによる支払いにおいて、3月30日又は3月31日に行われることになっている引き落としが銀行の営業日の都合により4月に繰り延べられた場合の支出の帰属年度は、3月30日又は3月31日の属する年度とする。」、丸の2つ目、「年度をまたぐ場合の支出のうち、前払いしたものの帰属年度は、次の①または②のどちらかを選択するものとする。①各年度で分割して支出する。②支出対象の成果確認後の年度から支出する。」とし、次の15ページに具体的な事例の掲載を追加しております。

続いて、35、36ページになりますが、資料購入費の費目別明細書の修正を掲載しております。

3を新聞(日刊紙)購読料とし、4を雑誌等購読料としております。

続いて42ページになります。

通信運搬・自動車燃料費の箇所で、(3)電話料等の支出のところに、朱書きになっておりますが、「なお、領収日が属する月ごとに支出するものとする。(口座引き落としによる支払いにおいて、月の末日に行われることとなっているが、銀行の営業日の都合により翌月に繰り延べられた場合の支出月は、引き落としが行われることになっていた月とする。)」と追加し、その支出事例を掲載しております。

次に、43ページには、(3)の自動車燃料費の支出のところに、「なお、領収日が属する月ごとに支出するものとする。」と追加しております。

最後に、2枚添付していますが、こちらは改訂部分がある支出調書と電話料等の支出明細書の様式となっております。

ここで、決定事項の中で、原則、支出年度を4月1日から3月31日までとしておりますが、

電話料の口座引き落としのみ、こちらに関しては3月31日に引き落とし予定、通常であれば3月30日ないし31日引き落としだったものが、4月にずれ込んだ場合、こちらだけ例外的に前の年度として処理するという取り扱いで整理しております。

報告書（案）の説明については以上でございます。

○佐藤徹哉委員長 報告書（案）の説明が終わりました。

ただいまの内容について、委員の皆さんの発言を許します。

岩崎委員。

○岩崎真理子委員 手引き（案）の6ページ、キャンセル料の取り扱いで、事前に参加をキャンセルした場合に限りということ、当日やむを得ない事情があって参加できない場合は対象とはならないということですか。

○佐藤徹哉委員長 佐藤政務調査係長。

○佐藤政務調査係長 こちらは、研修に参加する当日であっても、急遽行けない場合も想定して、当日のキャンセルも含めるという意味合いで考えています。当日のキャンセルは対象外というわけではなくて、あくまで最終的に予定したものに参加できなかったということで整理しております。

以上でございます。

○佐藤徹哉委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 それでは、修正意見がありませんので、お諮りいたします。

今後、細かな修正等について正副委員長にご一任いただき、この報告書内容をもって議長へ報告することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 ご異議なしと認め、そのように決定しました。

この後の予定といたしましては、本日午後2時に議長へ報告を行います。

その後、会長会で正式に決まれば、この報告書（案）のとおり政務活動費の運用が10月1日の領収書分から適用されることとなりますので、ご承知おきください。

以上でこれまでの協議結果についての協議を終了いたします。

次に、協議事項（2）その他について、委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 では、事務局から何かございますか。

〔「ございません」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 それでは、協議事項を閉じさせていただきます。

次に、大項目の3、その他について、委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 事務局から。

〔「ございません」と呼ぶ者あり〕

○佐藤徹哉委員長 それでは、今回をもって本委員会を終了するに当たり、私から一言ごあいさつ申し上げます。

郡山市の政務活動費の運用について、現行の取り扱いに大きな問題点が見つかることはありませんでした。とてもよかったと思います。また、インターネットにおける領収書の公開など、より市民の皆さんにわかりやすく、理解を得られるものになったのではないかと思います。

第8回にわたり開催した委員会において、それぞれの皆さんから積極的にご意見いただきまして本当にありがとうございました。

次に、副委員長からも一言お願いいたします。

○栗原 晃副委員長 8回にわたり慎重審議ありがとうございました。ご苦労さまでした。

以上です。

○佐藤徹哉委員長 それでは、以上で政務活動費検討委員会を終了いたします。

午前10時19分 閉会

ここに署名する。

郡山市議会政務活動費検討委員会

委員長 佐藤 徹哉

副委員長 栗原 晃

委員 岩崎 真理子